

**改正**

平成30年3月30日要綱第12号

宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）、香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日付け27住宅第1693号香川県土木部住宅課長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家除却支援事業（以下「補助事業」という。） 町がこの要綱に基づき、老朽危険空き家の除却に対して補助を行うことをいう。

(2) 老朽危険空き家 補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの

イ アに掲げるもののほか、特に町が除却の必要があると認める住宅

(3) 住宅 併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む一戸建住宅をいい、同一敷地内に存する用途上、不可分の建築物は棟が別でも対象とする。

(補助対象住宅)

**第3条** 本補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 町内に存する老朽危険空き家であること。
- (2) この要綱に基づく補助金以外に除却に係る他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないものであること。
- (5) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために除却を行うものでないこと。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の日において、本町の町税を滞納していない者で構成された世帯の世帯員である個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に記録されている者。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人とされる者（以下「相続人」という。）
- (2) 前号に規定する者から補助対象住宅の除却についての同意を得た者
- (3) 前2号に規定する者のほか、町長が特に認める者

2 前項に該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員である者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 所有者の他に所有権その他の権利（共有名義の場合の持分権及び貸借権を含む。）を有する者がある場合において、補助対象住宅の除却について全ての当該者の同意を得られない者
- (3) 相続人が複数の場合において、補助対象住宅の除却について全ての相続人の同意を得られない者
- (4) 所有者と補助対象住宅が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合において、補助対象住宅の除却について全ての当該者の同意を得られない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当でないとして認めた者

(補助対象工事)

**第5条** 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象住宅の除却工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表第1下欄に掲げる事業のうち建築工事業及びとび・土工工事業、解体工事業に係る許可に限る。）

を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者（それぞれ県内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。）に請け負わせる工事とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団関係者（同条第6号の暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号の暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）を除く。

2 前項の場合において、やむを得ない理由により、補助対象工事の一部について下請負させるときは、1件当たりの下請負工事費が補助対象工事の請負工事費の総額の2分の1を超えてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付を決定する前に着手した工事

(2) 補助対象住宅の一部を除却する工事

(3) 補助対象住宅の建替えを目的とした工事

(補助対象経費及び補助金の交付額)

**第6条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（家財道具、機械及び車両等の処分に係るものを除く。）とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費又は当該住宅等の延べ面積に次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、木造の1平方メートル当たりの除却工事費

(2) 非木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、非木造の1平方メートル当たりの除却工事費

3 補助金の限度額は、前項の規定により得た額以内とし、160万円を限度に予算の範囲内で交付する。

(事前協議)

**第7条** 補助金交付の申請を行おうとする者は、事前に担当課と補助金交付の対象となるか協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者としてすることができる。

- (1) 除却工事实施（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 工事見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- (3) 建物平面図（延床面積及び対象床面積が確認できるものに限る。）
- (4) 補助対象住宅の現況写真
- (5) 住宅の所有者が確認できる書類
- (6) 相続人が申請する場合は、確約書（第3号様式）
- (7) 所有権以外の権利（貸借権を含む。）の設定がある場合は、当該権利を有する者の同意書
- (8) 補助対象住宅が複数の者の共有である場合は、老朽危険空き家除却工事施工同意書（第4号様式）
- (9) 補助対象住宅と土地の権利を有する者が異なる場合は、当該土地の権利を有する者の同意書
- (10) 補助対象住宅の所有者以外の者による申請の場合は、所有者の同意書（補助対象住宅の相続手続が完了していない場合を除く。）
- (11) 申請者世帯全員の町税の滞納がないことの証明書
- (12) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第9条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更等)

**第10条** 補助事業の内容に変更が生じた場合は、その日から起算して14日以内に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業変更承認申請書（第6号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものはこの限りでない。

- (1) 除却工事实施（変更）計画書（第2号様式）

- (2) 変更見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- (3) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請を承認することが適当であると認めるときは、宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更等決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

**第11条** 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、町長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

**第12条** 申請者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて宇多津町老朽危険空き家除却支援事業実績報告書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要する経費の支払が確認できる書類の写し（除却工事の施工者が発行したもの。）
- (3) 工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの。）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第13条** 町長は、前条の事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第14条** 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに宇多津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付請求書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定による額の確定後、前項の請求があった場合、受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

**第15条** 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

2 補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第16条** 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保存)

**第17条** 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための書類その他必要となる図書を整備し、事業の完了日より、これらを5年間保存しておかなければならない。

(立入検査)

**第18条** 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は担当職員にその物件を調査させ、若しくは質問させることができる。

(跡地の管理)

**第19条** 補助金の交付を受けて補助対象住宅を除却した所有者等は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように、跡地を適正に管理しなければならない。

(その他)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日要綱第12号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。